

暴風時における訓練の取扱いについて

県立具志川職業能力開発校

みだしについては、沖縄県立具志川職業能力開発校の運営規程第7条第3項第2号による訓練生の出校については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

(処理原則)

1. 沖縄本島（当該区域という）が、暴風警報発令中は、休校とする。

(通常訓練)

2. 当該区域の暴風警報が午前6時までに解除されたときは、通常通りの訓練を実施する。

(午前休校)

3. 当該区域の暴風警報が午前6時から午前10時迄の間に解除されたときは、午前中休校で、5時限目から訓練を実施する。

(1日休校)

4. 当該区域の暴風警報が午前10時の時点で発令中のときは、当日の訓練は実施しない。

(訓練の停止措置)

5. 校長は、次の2つの要件を参考にして、訓練を停止することができることとする。

- ①当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき。
- ②バスの運行が停止することが明らかなきとき。

※当日の訓練の取扱いについては、ホームページに掲載します。確認してください。

(適用期間)

6. ・この規程は、平成22年9月1日から適用する
・この規定は、令和8年6月25日から適用する。